



岐阜経済記者クラブ同時配布資料



令和2年5月7日(木) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
岐阜県商工会連合会	プッシュ型事業承継 支援高度化事業 地域事務局	関谷 好一	直 通 058-274-9723 F A X 058-274-7665
(公財)岐阜県産業 経済振興センター	岐阜県事業承継 ネットワーク事務局	小椋 功平	直 通 058-277-1079 F A X 058-273-5961
商工政策課	団体支援係	桑山 保 伊藤 華奈子	内 線 3088 直 通 058-272-8386 F A X 058-271-6873

経営者保証コーディネーターが円滑な事業承継をサポート！

県では、県内中小企業者の円滑な事業承継を支援するため、平成29年度に県内の支援機関等で構成する「岐阜県事業承継ネットワーク」を立ち上げ、平成30年度からは事業承継計画の策定や専門家派遣等の個社支援を行う「プッシュ型事業承継支援高度化事業」を進めてきたところです。

こうした支援に加えて、事業承継時の課題となっている経営者保証に対応するため、本年4月から新たに、経営者保証コーディネーターを設置しましたので、ぜひご相談ください。

記

1 経営者保証コーディネーターによる支援の実施

事業承継に際し、経営者保証が課題となっている事業者等からの相談を受けて、経営者保証コーディネーターが「経営者保証に関するガイドライン」の要件の充足状況を確認し、必要に応じて弁護士等の専門家を派遣し、金融機関との目線合わせを支援します。

※経営者保証とは

- ・企業が融資を受ける際に、経営者が金融機関等に求められる個人保証のこと。
- ・中小企業の事業承継が喫緊の課題となる中で、経営者保証が事業承継を拒否する理由となるなど、円滑な事業承継の阻害要因の一つとなっている。

※「経営者保証に関するガイドライン」とは

- ・経営者保証による様々な課題に対し、解決策の方向性を、日本商工会議所と一般社団法人全国銀行協会を事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究会」が取りまとめたもの。令和元年12月24日には、事業承継時に焦点を当てた特則が公表されている。
- ・同ガイドラインに定めた要件を充足する場合は、金融機関から融資を受ける際に行われる経営者保証を軽減、又は最大で解除を促すことができる。

2 相談窓口 <無料>

場 所：プッシュ型事業承継高度化事業地域事務局（岐阜県商工会連合会）

（担当者）承継兼経営者保証コーディネーター：関谷

事務局：鷺見

相談時間：8時30分～17時15分（土日祝日を除く）

電 話：058-274-9723

U R L：<https://www.shokeisien-gifu.com/経営者保証解除事業/>

3 その他の支援制度

信用保証協会では、本年4月より、事業承継時に経営者保証を不要とする新たな保証制度（事業承継特別保証）を開始しており、経営者保証コーディネーターによる支援・確認を受けた場合には、保証料の軽減を受けることができます。

この制度は、既存のプロパー借入金（個人保証あり）の借り換えも可能であり、県及び岐阜市の制度融資を活用した場合には、更に低利な保証料を設けています。

<同制度のお問い合わせ先>

- ・岐阜県信用保証協会 0120-015-047
- ・岐阜市信用保証協会 058-265-4612